

# 第1章

---

## 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

長崎市では、令和4（2022）年2月に策定した第五次総合計画において、めざす都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体と一緒に、まちづくりを進めています。

第五次総合計画の後半5年間のスタートにあたり、各分野の施策が持つ地方創生や人口減少対策としての側面をより明確にするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を統合し、一体的に取り組むを進めていくことにしました。

変化の激しい時代の潮流に柔軟かつ的確に対応するため、各分野の施策の進捗状況や市を取り巻く現状、課題等の検証を行い、後期基本計画及び第3期総合戦略を策定しました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※詳細は第4章を参照

まち・ひと・しごと創生法第10条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づき、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する目標や講ずべき施策に関する基本的方向などを定めるもの。

## 2 計画の位置づけ

「長崎市第五次総合計画」は、長崎市総合計画策定条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民、企業、大学など様々な主体と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針となる計画です。

持続可能な行政運営の指針・市政全般を網羅した計画として、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置付けます。

## 3 計画の性格

### ● 「めざす都市像」、「めざす2030年の姿」の実現に向けた分かりやすい計画

「めざす都市像」、「めざす2030年の姿」の実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体と行政が一体となってまちづくりを進めるために、どういう状態をめざしているのか、そのためにどのようなことに取り組むのかということを知りやすく示します。

### ● 戦略性と実効性の高い計画

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの高度化・多様化などを踏まえた中長期的な見通しに基づく戦略性を持った計画とするとともに、複雑化していく社会課題に対応するため、施策間連携を意識した取り組みを推進します。

また、適切な指標等の設定により施策の成果を明確に把握し、これまで以上に政策評価を計画推進につなげる仕組みを確立するなど、より実効性の高い計画をめざします。

さらに、計画の実現のためには、それを支える健全な行財政基盤が不可欠であり、限られた経営資源\*の効率的な配分や新たな財源の創出などを行いながら、持続可能な行財政運営のもとで計画を推進します。

### ● 他の計画との整合

計画の推進にあたっては、国、県等の計画と十分に整合を図ります。

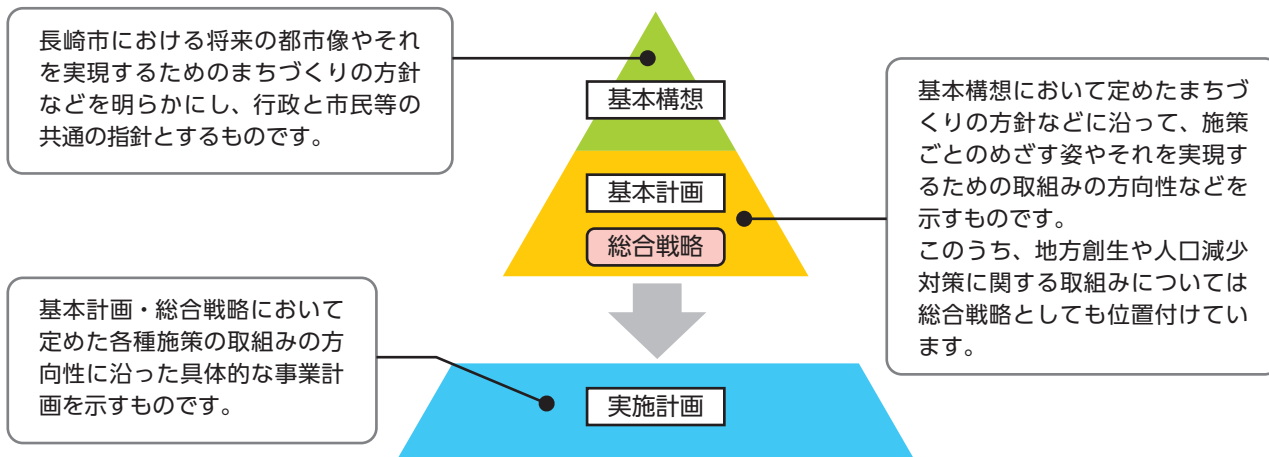
また、各分野の個別計画等の策定や変更にあたっては、本計画との整合を図ります。

\* 経営資源

企業や団体の成長を支える、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」、そして「情報」(知的財産)等の無形資産の総称。

## 4 構成及び期間

### 【構成】



### 【期間】

2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
基本構想 (9年間)								
前期基本計画 (4年間)				後期基本計画 第3期総合戦略 (5年間)				
第2期総合戦略 [R2~] (6年間)								
実施計画 (3年計画・毎年度見直し)								

## 5 進捗状況の管理



計画の進捗については、計画期間中、毎年度評価を行います。市内部での評価に加え、長崎市総合計画審議会による評価を行うことで、施策の進捗を把握し、取組みの見直しを図っていきます。

また、後期基本計画及び第3期総合戦略では、施策の成果を客観的な数値で図るための指標を掲げています。これらの指標についても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな指標の設定を行っていきます。

## 6 SDGs\* との一体的な推進

経済・社会・環境の3つの側面における広範な課題に統合的に取り組むSDGsは、発展途上国にも先進国にも共通する普遍的目標で、各国政府には、それぞれの国に特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取り組みが期待されています。

そのような中、SDGsは地方自治体における様々な取り組みとも密接に関係しており、本市においても、各施策に17のゴールを関連付け、その達成に向けた取り組みを一体的に推進していきます。

### 【SDGsの17のゴールと自治体行政の果たしうる役割】

国際的な自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) は、17のゴールに対して自治体の果たし得る役割を次のように示しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<h4>1. 貧困をなくそう</h4> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<h4>2. 飢餓をゼロに</h4> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<h4>3. すべての人に健康と福祉を</h4> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<h4>4. 質の高い教育をみんなに</h4> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<h4>5. ジェンダー*平等を実現しよう</h4> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<h4>6. 安全な水とトイレを世界中に</h4> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<h4>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</h4> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

\* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディージーズ)

持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成

され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

\* ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。「男性像」「女性像」

\* イノベーション

技術革新。社会の変革。

\* レジリエント

柔軟性や回復力があるさま。災害などに直面しても被害を最小限に抑えたり、被害を乗り越えて復活できること。

8 働きがいも  
経済成長も

## 8. 働きがいも経済成長も

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう

## 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーション\*を創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等を  
なくそう

## 10. 人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられる  
まちづくりを

## 11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエント\*で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任  
つかう責任

## 12. つくる責任つかう責任

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R\*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に  
具体的な対策を

## 13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさ  
を守ろう

## 14. 海の豊かさを守ろう

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさ  
も守ろう

## 15. 陸の豊かさも守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を  
すべての人に

## 16. 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 17. パートナーシップで目標を達成しよう

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO\*／NPO\*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

\*3R

リデュース (Reduce) 〈減量・最小化〉ごみを出さない、減らす  
リユース (Reuse) 〈再利用〉繰り返し使う  
リサイクル (Recycle) 〈再生利用〉再び原料に戻す  
以上、3つのRの総称である。

\*NGO

共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。

\*NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。